

2009年5月15日

各 位

会社名 あすか製薬株式会社
代表者名 取締役社長 山口 隆
(コード番号 4514 東証第一部)
問合せ先 法務広報部長 小林基博
(TEL. 03-5484-8366)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づき、現行定款第8条(株券の発行)は削除されたものとみなされております。

- (2) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を一層発揮できるように、また今後も見識・経験とも豊富な社外取締役および社外監査役を招聘する環境を整え、当社のコーポレートガバナンスの強化を図るため、第28条(社外取締役との責任限定契約)および第35条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。

なお第28条の規定の新設につきましては各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第8条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>第10条 (单元未満株券の発行) <u>当社は、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>第11条 (单元未満株式についての権利) <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利 <p>第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (株主名簿管理人) <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>第14条 (株式取扱規則) <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第15条～第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第29条 (条文省略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第8条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第9条 (单元未満株式についての権利) <u>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利 <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 <p>第12条 (株式取扱規則) <u>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (社外取締役との責任限定契約) <u>当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第35条（条文省略） （新 設）</p> <p>第36条～第39条（条文省略） （新 設） （新 設） （新 設）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第34条（現行どおり） 第35条（社外監査役との責任限定契約） 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第36条～第39条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</p>

定款変更のための株主総会

平成21年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日

平成21年6月26日（予定）

以 上